

# 那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成25年度11回(定例会)

署名人

饒波正博

委員長

城間幹子

開催日時 平成25年9月5日(木)

開会 午後1時30分

閉会 午後3時20分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 城間勝委員長、添石幸伸委員、喜久里美也子委員、饒波正博委員、城間幹子教育長

## 議 事 日 程

(4は非公開)

- 1 陳情第1号 うちなーぐち教育を含む那覇市独自の地域総合学習の開発とその実施・普及のための調査検討委員会の設置について(総務課・学校教育課)
- 2 報 告 統合準備協議会等の進捗について(総務課)
- 3 報 告 新たな公立公民館・図書館整備の基本的考え方について(生涯学習課)
- 4 議案第23号 財産の取得について(緊急地震速報システム)に関する意見の申し出について(学務課)

## 出席職員

【生涯学習部】佐久川馨部長、宮内勇人副部長

(総務課)伊良皆宜俣課長、仲程直毅副参事、山内健副参事、上原善英主幹、當間千明主査

(生涯学習課)具志真孝課長、仲村功主幹

【学校教育部】喜瀬乗英部長、森田浩次副部長

(学校教育課)小林貞浩課長、渡辺英二副参事、徳門敦子指導主事、

(学務課)崎枝智課長、大田修主幹、平良美夏主査、宮里政岳主事

傍聴人 1名

会議録作成(総務課)赤嶺明日香主査

城間委員長 ただいまから平成25年度第11回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は饒波委員にお願いいたします。それでは、陳情第1号「うちなーぐち教育を含む那覇市独自の地域総合学習の開発とその実施・普及のための調査検討委員会の設置について」審議を行います。

佐久川部長 提案理由説明

城間委員長 いま部長から説明があったとおりでございます。本陳情案件について陳述を希望する旨の申し出があります。陳述時間については、会議規則第20条第3項で委員長の許可する範囲内と定めておりますので、5分以内で認めることとします。よろしいでしょうか。

全 員 異議なし

城間委員長 異議なしです。それでは、陳述の前に確認させて下さい。沖縄自治研究会うちなーぐち教育プロジェクト代表の島袋純さんでよろしいでしょうか。

島 袋 氏 はい、そうです。

城間委員長 わかりました。これから陳情内容を述べていただきますが、5分以内でお願いします。こちらにタイマーがございますので、適宜確認しながらお願いします。それでは、陳情第1号「うちなーぐち教育を含む那覇市独自の地域総合学習の開発とその実施・普及のための調査検討委員会の設置について」の陳述をお願いいたします。

島 袋 氏 よろしく申し上げます。今日は、論点を4点に絞って陳述の趣旨をご説明したいと思えます。なぜうちなーぐち教育なのかということですが、これまで那覇市の教育計画の中にも沖縄の文化、伝統、そういったものを重視するという理念が掲げられています。それから那覇市長の方針は、特に最近は本当によく知られていて、それで必ず「ハイサイ」、「ハイタイ」ということで受け答えもうちなーぐちで、というふうにならな役所自体が変わりつつあるということがあげられています。さらに、那覇市はもっと突っ込んだ言い方をして、うちなーぐちの必要性を、ウチナーンチュを作るためにどうしても欠かせないということ述べていたかと思えます。それから県の21世紀ビジョン計画、それから実施計画においてもうちなーぐちの普及、それは非常に重要なものとして取り上げられていまして、最近はうちなーぐちを話すことができる人のパーセンテージをアップするというので、年内に30%ですか、そこまで上げるという計画を立てているようです。県内の独自の発展もそうですが、同時に外からうちなーぐちに対して独自の言語であるという認定のもとに、これを消滅させてはならないと。特に、非常に危機的な言語になっていますので、そういったものがあります。これに対して応える必要があると思えます。それから学校教育においてなぜ必要なのかと言うと、うちなーぐちの教育は生涯学習の場において、いろんなイベントということで行なわれていますが、やはり学校教育においてやらないと、本当に本格的な普及は難しいのではないかと、そ

れから教育を受ける権利の中で、やはりそのウチナーンチュとしての教育を受ける権利というものが保障されてしかるべきではないかということです。学校現場の問題点ですが、これが非常に教育学部の教員をしている関係上、学校の現場との関わりが深いので、よくわかります。時間数をどこから捻出するのか、誰が担当する教員になるのか。その教員をどう育てるのか。それから授業の具体的な内容をどうすればいいのか。非常に多くの問題があるということです。すぐにはこれ、作ることはできません。特に那覇市の場合は、うちなーぐちの副読本ということで既に取りかかっているように見えるのですが、多分あれを学校に全部配布しても、実際には使われることはないのではないかと気がしています。私の方で明るい選挙推進協議会の会長を県の方やっています、それで選挙に関する副読本を作ったのですが、ほぼ学校教育の現場において使われる気配はないような状況ですので、副読本だけを作っても、こういった時間数、担当教員、授業内容、これについてきちんと提案していかなければ、おそらく普及することはないだろうということで、特に研究者の協力のもとに、この検討委員会を作ってはどうかという提案です。那覇市と琉大の教育学部は、特別な協力協定を結んでいますので、その協定の一環として、教育研究所でもいいですし、こちらでもいいですし、どちらかに検討委員会を設置していただければなど。すぐにはできないと思います。学校現場の声もちゃんと聞かないとできませんので、聞きながら、しかも専門の琉球語の先生がいますので、琉球大学には。そういった先生の話聞きながら教育内容、その年齢に応じた、発達段階に応じた教育内容を検討していけばいいのではないかなと思います。それから実施の問題点として、これは地域の総合学習、それを念頭において、特にネイティブスピーキングができる人が60歳以上と限定されていますので、そういった方々を実際に徹底的に活用するという形で、学校教育の中に地域の方々の力を借りるといふ、そのことを想定しながら、その地域の総合学習の一環としてカリキュラムを作ることができないかという提案です。それには御所南小学校と、それから岡山県の清輝小学校、岡輝中学校の事例を私たちの方で分析した結果、学力向上にも非常に大きな効果があるということがわかりましたので、それを含めて検討していただければなというご提案です。どうも有難うございました。

城間委員長

5分以内ということで、端折って、それから論点をまとめてご説明いただきました。ちなみに、私たち教育委員は前回、5枚綴り10ページの先生が出された資料につきまして勉強会をしておりますし、それから事務局でまとめた本も資料にしなごら、そのことについて勉強会をしておりますことを申し添えておきます。初めて見たということではありませんので。それでは、いまご説明がありましたけれども、ご質問があれば、委員の方からよろしく願いいたします。

饒波委員

これらの陳情の内容、陳情は委員会の設置ということを求められているというふ

うに私は受け止めましたが、そこで検討される事項というのが主にこの表の内容と  
いうことで、それ以外にありますか。

島袋氏 あと実現の可能性で、学校運営協議会制度の導入を検討していただきたいなという  
のがあります。学校協議会制度、地域運営学校と言われているものですね。

城間委員長 コミュニティースクールのことですか。

島袋氏 コミュニティースクールです。うちな一ぐち教育を中心とする地域総合学習である  
とすれば、それが地域運営学校としての形態の方が、取り組みがスムーズに行くの  
ではないかということで、これの検討もしていただきたいと。いろいろな事例を出  
しておりますが、小浜島の事例ですとか、地域学校、運営学校的に運営されている  
ところが実際あるんですよ。ですが、やはり大都市の那覇市でやるとしたら、き  
ちっとした制度に則った形態にならないと、自然には実現できないと思いますので、  
それでぜひその制度の導入も加えて検討していただければ。もし、これがそうでは  
ない仕組みでも実現できるということであれば、そういう可能性があるのであれば、  
他の方法でもいいのではないかと思いますけれども、そちらの方がやりやすいので  
はないかなということで、この検討をしていただきたいと。検討事項としての一つ  
として啓発していただいているということです。

城間委員長 他に。

城間教育長 学問的な詳しいことは知らないのですが、いま琉球語とおっしゃってましたね。  
いわゆる検討委員会等々で、子どもたち、学校現場に降ろされるときには、その琉  
球語はすべてのジャンル、ジャンルと言いますか、いわゆる地方分けされている宮  
古、八重山、島尻、北部とか、そういったことをもってくるということなのか。

島袋氏 ここは那覇市ですので、那覇市の言語をやるべきだと思うんです。

城間教育長 琉球語とおっしゃったけど、那覇市のということですね。

島袋氏 そうですね。うちな一ぐちというのが那覇市を中心とする沖縄語がユネスコで言わ  
れている言葉じゃないかなということなんですけれども、だから宮古とか、八重山  
の言葉ではなくて、首里、那覇の言葉です。それを那覇市ではやるべきではないか  
と。宮古で宮古の言葉を教えればいいのかと。

城間教育長 そういうジャンルでお話なさったけど、ここは那覇市だからという。

島袋氏 そうです。特に那覇市の場合は、首里、那覇語の研究が非常に盛んと言いますか、  
沖縄語の研究の中心で、相当研究の蓄積が大きいので、これは一番やりやすいとこ  
ろではないかなということも念頭にあります。

城間委員長 他に聞きしたいことありませんか。

饒波委員 陳情者の資料を読みますと、検討委員会で陳情者が求めている委員会での話し合  
いの内容に踏み込むことになるかもしれないんですけれども、カリキュラムの場合、  
総合学習の時間を利用したらどうかと提案されているんですが、那覇市の行政の方

にお聞きするんですけれども、現在、総合学習はどのような使われ方をされているのか。要するに、これを導入する、もし導入することによってなにかが犠牲になることがあるのかなど。

城間委員長 それは後ほど、事務局の方からの説明とします。他に質問があれば。

添石委員 どのように質問していいのかなど躊躇する部分があって、これは設置ということですので、その分に関しては冒頭で話ありましたとおり、郷土の歴史と文化を生かしていくという観点からすれば、ぜひ設置をしていただいて共有してほしいと思います。ただ、個人的には教育の現場、正規授業で、どこまで望むのかというところや、先程のお話の中で、那覇市というところ限定することの目的というか、うちなぐちって私が捉える観点で沖縄の歴史、文化を学んでいくということで、地域を限定していいのかどうかということも個人的にはあるのですが、その進捗状況を確認できる場というのは、今後どのようにしていくのかだけでも少し教えていただけないですか。

島袋氏 こちらにちょっと提案させていただきたいのですが、リフレクション委員会と言いますか、その進捗状況を見て改善案を出すような委員会を継続して設置して、それでやはり何年かはモデル校として実施した場合もきちんとフィードバックして、そして改善案を出して、徐々に徐々にという形を整えていくということしかできないんじゃないかということで、リフレクションのための委員会を提案させていただいている状況です。

添石委員 わかりました。本当にいいことだと思うのですが、進め方によっては、どこに行くのか、何かいろんな方向に行く可能性があるなど。

島袋氏 私の方もそこまで断言できないものですから、総合学習のうちの時間数で、全部じゃなくて、一部を利用し、例えば社会科の授業では3年生、4年生に地域の地理を学ぶ授業ですとか、いろいろありまして、実際に現在、市町村のレベルでの地域の学習というのを社会科の一部ではきちんと組み込まれているんですよ。その関連と言いますか、それとの発展、それから音楽の授業とか、いろんな授業との組み合わせによって、その地域の学習ができるものを、那覇市立学校ですので、やはり那覇市のことを地域として捉えて学ぶというのが基本的な目的かなど。もちろん世界史ですとか、沖縄県全体のことを学ぶのですが、那覇市っ子を育てるという意味でも、那覇市の地域としての内容を理解するというのも非常に重要な点ではないかなと思います。

添石委員 私もあえて、この場では突っ込んだ質問これ以上は避けたいと思いますので、進捗状況とどのようなふうに行くのかだけの確認できる場が引き続きあればと思いますので、事務局の方になると思いますけど、ぜひよろしくお願いします。

喜久里委員 本当にいま、みんながしまくとうばを残したいと思っているので、島袋さんの思い

もとても有難く聞いておりますが、この問題点の方でポイントの3と4、学校現場のカリキュラムに組み込むというのと、地域運営で可能かというのは、これはどちらでもいいという、どちらかで実行していけばいいということでしょうか。

島袋氏　　そういう意味ではなくて、時間数、担当教員、授業内容に関しても地域の方々関わって、地域の方々がスピーキングの講師として入っていくので、その学校現場の問題点で足りない部分を地域の方々が地域の力で補っていくということです。ですから、地域の方々が教育力を持たないといけないことにもなりまして、それで那覇市民としての力を育てるということにもなって、一石二鳥ではないかと思っているのですが、これは別々のことではなくて、こういった問題点を地域の方々の力で補っていく、そのために地域運営学校というシステムがたぶん有効だろうという、そういう話であります。

喜久里委員　あえて確認なんですけど、いま地域の方でもしまくとうぼとか、いろんなクラブみたいなものをやっていますが、それとはまた違うというスタンスなんですか。

島袋氏　　学校の正規授業の中で、子どもたちに地域の方々が教えると、学校外でいろいろありますが、学校の中で、学校の授業の中に地域の方々の力が入ってくると、そのイメージです。

喜久里委員　わかりました。

城間委員長　どうも有難うございました。

島袋氏　　どうも有難うございました。

城間委員長　それでは、授業時数の確保等のお話が出ましたので、学校教育課の方からそれも含めて考え方、内容を説明していただきたいと思います。

小林課長　　いま資料の方をお配りさせていただいております。

城間委員長　手元に届いたでしょうか。届いたようですので、それでは課長の方からよろしくお願ひします。

小林課長　　資料説明

城間委員長　　いま学校教育課、事務局の所見、陳情内容を踏まえた普及を図るという意味では、目的は同じだけれども、当面は小冊子の活用を含めながら、学校全体で、学校生活全体の中で活用しながら普及していきたいという話だったと思います。それから那覇市は、特例校の指定をうけて総合的な学習の時間、70時間中30時間は外国語に充てているということで、そこもなかなか難しいのではないかとしたことだったと思いますけれども、委員の方々から、この件につきまして、事務局のいまの所見、考え方につきまして、ご質問、ご意見を伺いたいと思います。どうぞ、ご質問でも結構ですし、ご意見でも結構です。

饒波委員　　先程の70時間のうち30時間は外国語に充てているというふうな状況がありまして、今回、委員会設置という陳情なので、その内容まで踏み込みますけれども、も

し、しまくとぅばの総合学習の時間を取るとすると、現行の外国語の教育が削られることも考えられるということでしょうか。

小林 課長　いまその検討まではしておりませんが、総合的な学習の中から30時間を使っていくということで、文科省の方でもそれを承認していただいているところであるわけなんですけれども、さらに時間数を取っていくというところについては、総合的な学習の時間の本来の趣旨が達成できないのではないか、という懸念を持っております。以上です。

城間委員長　他に、よろしいでしょうか、意見、ご質問はございませんか。

城間教育長　陳述いただいた4番目、まとめた4番目の学校運営協議会制度、コミュニティースクールということで確認をしましたが、コミュニティースクールを活用するとおっしゃっていたのですが、コミュニティースクールの設置の趣旨というのは、ちょっと違うような気がするんですね。その形を活用するというのであれば、またその制度、学校、皆さんに了解を得なければいけないと思うんです。ただ、説明の中には地域のお年寄りを活用するという点だったので、それは先程、学校運営協議会制度、コミュニティースクールとは別に地域のお年寄りを活用するという点では、非常にいい方法だと思うので、あるいは実際、現実に現場ではその地域、放課後子どもクラブ等々で、地域のお年寄りに方言を教えていただいている方言クラブというものもあります。陳情者は、おそらく全校にという思いがあるので、この組織を活用してと思うのですが、申し上げたいのは、コミュニティースクールのその制度によって、その問題が解決できるのではないかとということとは、ちょっと違うのではないかなと考えます。

添石 委員　確認ですが、いまの学校教育課からの所見としては、設置そのものは考えてないと、いわゆる不採択という方向に向けての文書だと受け止めていますが、委員会の目的と委員会の役割の内容をもう一度考えてきてほしいということは、いま事務局としてはなくて、もう設置そのものを考えていませんということに、この文書を受け止めてよろしいのでしょうか。

小林 課長　まずカリキュラムは地域総合単元というご提案だったと思うのですが、そのような形でのものが難しいのではないかと考えておりますので、それを例えば検討していくという委員会については、その設置は難しいのではないかと考えております。ただ、学校現場にもいま読本の方を配布したところがございます。配布に際しては、活用の仕方について、教師用手引書を配布しております。今後も継続しながら、いろいろな場面で、いい活用をしている学校を紹介していくような研修を、校長、教頭先生方の研修の中でも、お伝えしていきたいと考えております。そして、いま小冊子の作成については終わっておりますが、活用の仕方というようなところについては、必要性がありましたら、また委員に声かけて話し合い、ご理解いただきなが

ら、活用普及に努めていきたいというようなところは考えております。

城間委員長

先程、陳情者からもありましたが、配布しても活用されるのか懸念されるということでの学校での取り組み、それがカリキュラムというお話だったと思うのですが、いま課長からありましたように、カリキュラムに取り組む内容の取り組みの仕方というのか、いわばそういうことを検討していく委員会機能も考えられるのでしょうか。

小林課長

委員会というような組織になるのか、課内を中心にしたものになるのか、その辺りまで十分な検討はまだしておりませんが、読本を作っていく中でも教本ではなくて、読本ということで、学校の中でも、家庭の中でもいろんな形で使えるような、発展性ももたせて作っているような側面はありますので、そういったところを十分に伝えていければなというふうに考えております。

喜久里委員

ここには陳情に対して答えを出すということになってはいますが、しまくとうばの普及を図るという点で目的は同じということなので、例えばここでもしそういうふうに委員会は設置ができないということになったとしても、陳情者の方がなさっている教育プロジェクトと、那覇市は協働ということで市長もあげていらっしゃる、力を借りて、みんなで盛り上げていくという方法を残すということはどうでしょうか。

城間委員長

いまいい意見でしたね。

小林課長

地域のしまくとうばを使える方々がいらっしゃる、そういった方々に地域の人材として、そういった方々の協力を求めていく場面もあるかと思えます。また、那覇市の文化協会の方にも、学校からの協力等の依頼があればお力を貸して下さいというようなことも、こちらからまたお願いをしていくことを考えております。そういったことも含めて、島袋先生の陳情をいただいた、根のところは一緒なのかなと私たちも考えておりますので、もし協力いただける面があれば、一緒にまたお力を借りながら進めていければなというふうには考えております。以上です。

喜久里委員

有難うございます。

城間委員長

さて、話せば時間いくらでもかかりますけれども、いくつかの議題も報告も今日の話し合いの中で出さないといけません。採択か、不採択かという結論を出す前に、これだけは言っておきたいということがありましたら、もう一度話してもらって、十分な意見、この場で結論出すことがまだ十分ではないということであるならば、必ずしもこの場で決める必要はないし、急ぐこともないという方向性を打ち出すこともできますが、どうでしょうか。ご意見、これにしたいということがなければ、もう少し陳情者の報告、5枚綴りの内容、それから事務局の話、今日の陳情者の話も含めて、もう一度じっくり考えて次回に結論を出すということも一つの方法だと思います。この調査検討委員会の中身についても、いろんな方法の検討委員会の設

置の仕方があるのではないかと。それも含めて継続審議という形も取れますが、いかがでしょうか。ここで結論、採択、不採択できるでしょうか。

饒波委員 私は、しまくとぅばを県の方が、これから使っていこうというところで、あと新聞の方も特集始まりましたし、ベクトルの方向はそっちの方に向いているのは、確かではあると思います。それに対して、那覇市の教育委員会がどういったシグナルを出せるのかということで、例えば、ここでとりあえず検討しないということになれば、一般的に見ると、あんまり考えてないのかなという印象を受ける可能性もなきにしもあらずということなので、我々このベクトルに対して、どういった同調と、いったらおかしいですけど、どういった色を出せるのかというのが問われることだと思います。ですから、いろんな問題点があって、実際これが始まってどうするかという問題点と、その手前でいろいろと考える問題点がごちゃごちゃになっているような気がするのですが、いろんなものを僕らの中でも整理しなくちゃいけないと思います、まだ正式に出ないような気がするのです。先程、添石委員がおっしゃったように、何らかの形で会を設けて論点を整理して議論するような形にしてというような委員会とは言わないまでも、勉強会みたいなものを作って、外部の方も入れて、少し整理した方がいいような気がするのですが、それを何か那覇市の教育委員会は、この問題に対して、こういう色でやっていますよというのを見せるというか、僕はそういうふうにした方がいいと思います。ですから、ここでは決めない方がいいような気がするんですね。もう少しちょっと問題点を明らかにして勉強会みたいなものを開いて形に残して、それからまた再議論していくのがいいのかなと思います。

城間教育長 それに対して、例えばそういうふうになったときに、陳情はこの形でなされましたが、別件の中で話し合いをして、陳情内容を変えるということになりませんか。ですから、いったんこの陳情そのものは、いったん採択をして、もしそれが必要であるならば。あるいはそうでなかったら継続審議という形にしてというように、逆にこの陳情はこの陳情を変えるわけにはいかないのではないかと、内容的に。例えば、話し合いの中で陳情者とお話し合いをして、これとこれは取り下げて、こういう色に変えてとか、そういったことが手続き上、可能なのかということですよ。陳情は、第1号ということで、この内容で処理して、文書受付されているので、この中での採決、それが継続審議ということになったとしても、不採択になったとしても、これはこれで、この形でやる必要があるのではないかと思います。

城間委員長 お二人から意見をいただきました。

添石委員 私も教育長のお話と同じで、逆にこの場で事務局からお答えできるのであれば、私も結論を出す上でいただきたいんですが、いま話し合っているのに、いったん持ち帰るような形で中身を、この陳情内容を見直せる可能性があるのであれば継続すべきなのかなという思いがします。ただ、この陳情の内容でとなると、正直、方向

性として私もその設置に向けて、ぜひ進んでいただきたいというのはあるのですが、やはり中身を踏み込めないという状況もあったので、先程の島袋先生からの返答だと、ちょっとまだ時期尚早な部分を感じられる一面と、あとやはり事務局とまだ相入れてないというなかでは、不採択というところにも結論が出る可能性はあるのですが、一つの方向性をもう少し時間をかけて、意見交換をしていくのであれば、不採択ではなく、少し継続をさせてもらって、お話をする機会があるのかどうか、その辺、手続き上の話を少しいただきたいと思います。

喜久里委員 陳情者のカリキュラム開発に問題点というところで、先生自体も難しさをわかっているのですが、例えば1年間、委員会で検討した結果、学校の現状をさらによく見ると、無理だということも、もしかしたらあるのかと思うのですが。必ずやるからの委員会というよりも、その現状を知るための委員会というものだったとしたら、委員会設置イコールカリキュラムに必ず入れるというのではないかもと、少し疑問に思ったのですが。もし、そうだとしたら、いまの現状の中で、子どもたちに伝える方法が何かあるのかというのを探っていくという意味では、カリキュラムに入れるありきでもなくて、どうやったら学校でできるのかということを考えていくというふうに考えることもできるのでしょうか。

城間委員長 先程、教育長も添石委員がおっしゃった10ページの方にあります4つの請願の理由ですが、この4つのことをするための検討委員会を設置したいという大きな狙いがあるので、例えば喜久里委員がおっしゃるように、2番はできなかったとか、1番はできなかったとか、そういう結論でいいのではないかという、委員会は作ってもということですよ。

喜久里委員 あり得るのでしょうか。

城間委員長 必ず作るための調査委員会ではないということですよ。作ろうとしたけれども、結果的に作れないといった場合にはいいのかという。

喜久里委員 10ページにはこの論点が絞られていますけど、カリキュラムの問題の中では、どう進められるかということを検討していくという、やめることもあるのですが、趣旨的には4点を進行していくと。

饒波委員 僕は、そういうふうに理解していますけど、この委員会を。まさにそういうふうに、ありきでやる委員会ではなくて、その手前のことを考える委員会だというふうに僕は理解していますが。

喜久里委員 カリキュラムに必ず組み込むという意味ではないとしたら。

城間委員長 ですから、この10ページの最後のところにあります、うちな一ぐち教育を含む那覇市独自の地域総合学習カリキュラム開発のための調査検討委員会を設置し、答申するというこの前提は、できる仕組みを作ろうという前提の検討委員会ではないかという考え方なんですけど、そうじゃないという考え方もあるようですから。

城間教育長 私もそのように取って、先程意見を申し上げたのが、結局この陳情はこの4点に分けて、こうして、こうやって検討していただければということ。検討委員会そのものもこうすること、こうすることという、より具体的になっているんですね。ですから、この陳情に対しての結論を出して、また今後、例えば、委員我々の話し合いの中で、もう一回、本当にゼロに戻って、うちな一ぐちの普及のためには、どうしたらいいかということを経務局の中で、例えば検討委員会を立ち上げやっただとして、しまくとうばの冊子もできましたし、それを活用するには、どうしたらいいかということを経務局で話し合おうとしているものに、前もありましたように、監修者である琉球大学の先生を入れる、あるいは文化協会の先生を入れるというような形での話し合いはできると思うので、いずれにしても、それは後の話であってというふうに考えます。だから、例えば不採択になったとしても、そこで我々のしまくとうば普及についての仕事が終わるわけではなくて、これからスタートですよという認識に立っているのです、その時点でそこから新たに協力いただいてというような形は、島袋先生がおっしゃるような形ではないにしても、いわゆる話し合いとか、人材を使ってとかという話し合いの形はできるんじゃないかということです。

城間委員長 おっしゃる意味はわかりました。そろそろ時間も過ぎてきましたので、採択か、不採択か、あるいは継続審議かという基本的に3つの柱だと思いますが、私の方から提案してよろしいでしょうか。

伊良皆課長 かなり難しい問題だと思うのですが、採択の内容につきましては、採択、不採択、いま委員長がおっしゃったように、継続審議。いわゆる議会の中でも、結構、趣旨自体の部分に関しましては賛成、ただ、実行の部分に関して、少し問題があるということがあって、趣旨採択という選択の仕方もあるかと思うんです。

城間委員長 課長の方から説明があるように手元の方に用紙が配られていると思いますが、いま説明ありました、採択、不採択以外に趣旨採択、要望事項については採択することが困難だが、趣旨については妥当だと認められるものを趣旨採択と。採択、不採択、趣旨採択、継続審議、もう一つ一部採択という、この5つの結論の出し方がありますが、特に具体的にあります採択、不採択とかなければ、こちらからあるものを提案して、決を取りたいと思いますが、よろしいですか。それでは、まだまだ時間があれば、いろんな視点から議論ができるのではないかというふうに考えます。したがって、もう一度、その場を持ちたいということで、私の方からは継続審議を提案したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

全 員 異議なし

城間委員長 それでは、特に反対という声が出ませんでしたので、継続審議にしたいと思います。次、「統合準備協議会等の進捗について」報告をお願いします。

佐久川部長 報告理由説明

- 仲程副参事 資料説明
- 城間委員長 お疲れさまです。進捗について報告がありましたけれども、何かお聞きしたいことがあれば、どうぞ。なければ私の方から、改築改修ですが、子どもたちの授業に支障はないですか。これは放課後やるのですか。
- 仲程副参事 大きな音が出るものについては、支障が出ないように、大規模なものについて長期休業期間中に済ませて、その音が出ないというか、細かいものについては、それぞれの平常時にやるというふうに学校と相談しながら、進めているようです。特に授業に支障があるというようなことは聞いておりません。
- 添石委員 1点だけ、参考までに教えてほしいのですが、おそらく協議会の中での議題になっていくかと思えますけど、やはりこの通学路の確保って、一番現実的にしっかりしないといけないことだと思うのですが、どうしても子どもの流れが変わることによって、この通学路における、例えば地域の方々の協力であったりとか、この通学路の周辺に何か危険な場所とか、そういうものがあるかどうかということに対しては、どのような対策をしていくんですか。
- 仲程副参事 まだ具体的に地域、いわゆる保護者以外の地域の方々へのお願いなどはしておりませんが、今後の課題として、いわゆる通学路周辺の店舗とか、あるいは通り会、一般の企業等々に、子どもたちが多く通るようになりますよということで、登下校時に見守ってほしいというようなお願いと言いますか、協力依頼しようということになっております。これは今後また詰めながら、その地域に入っていってお願いをするということになろうかと思えます。
- 喜久里委員 協議会だよりの5号の後ろに要点や課題をまとめる役割を担うファシリテーターを派遣してほしいという要望があったようですが。
- 仲程副参事 この件については、幼稚園の方で、こどもみらい部の方へお話を持っていったのですが、その結果、すみません、私共まだ情報を収集してなくて、できればやりたいと。ファシリテーターというちゃんとした意味ではなくても、いわゆる保護者同士でまとめるのがちょっと難しいときに、何らかの形の人が入って整理をしていってもらえれば、と話を聞いていましたが。実際そうしているかどうか、確認しておりません。
- 伊良皆課長 この件は、委員の中から、こども政策課の部分の関わりがちょっと弱いのではないかという発言もあったんですが、実際、こども政策課が確認しましたら、しっかりと説明はしてきていると。対話等々にも参加をしてきているという状況がありましたので、そこら辺ちょっと言葉の飲み込みの部分の齟齬があったのかなという感じはします。現実的には、こども政策課の学童クラブを含めて、前向きに取り組んでいる状況ではあります。
- 喜久里委員 多分、いろいろな意見が出て、自分たちでも一つの背景をみつけられないときに、

私もファシリテーターがいる会とない会の違いはすごく感じるので、さっとみんなが意見を出した上で、いいものが見つかるので、こういうことが要求されるということは、本当に前向きに進んでいるんだなというのを逆に感じたのですが、検討いただけたらと思います。

城間委員長 よろしいでしょうか。

城間教育長 警察関係とかスクールゾーンだとか、いわゆる外部との交渉の部分で、例えばこうしたらもっと早くなるとか、そういったのはあるのでしょうか、例えば信号機の設置とか。具体的に私が行けばいいとか、そういったときにはもちろん話はあると思いますが、そのような感じがしてきたので、この段階に来て。最初から私が入るわけにいかないと思うのですが、ここに来て、もしそういうことがあれば、もうそろそろ整理されてくると思うのですが。

仲程副参事 その件については、先日両校のPTA会長名で警察への依頼というのは出してあります。それも踏まえて、その後、行政として教育長から整備についても詰めていこうということで、両校のPTA会長さんとはお話もしているという状況でございますので、今後出てくる可能性があります。

佐久川部長 追加ですけど、道路の例えば歩道がないところの線引きとかについては、道路管理者とか、あるいはスクールゾーンの標示が消えかかっているところがあったりよく見えなかったりについては市民生活安全課とか。道路標識、これは警察なんですけど、具体的な話をしますと、前島小学校の前、川を挟んで、小学校の前と反対側の牧志から通る一方通行の道路、あれは両方とも30キロ制限なんです。ところが見えにくくて、かなり飛ばしているケースがあるというお話がありまして、その辺も警察への連絡、それから役所内での連携できるところについても、既に手配をしていて、予算確保次第、今年度中にはすべてできるようにしたいと。ラインについては、いま工作可能なところは年度内でやっていきたいというのがありますので、具体的に場所を提示したところは対策を取りつつあるというふうな状況がございます。

城間委員長 他よろしいでしょうか。

饒波委員 平成25年12月以降の会議予定は。

仲程副参事 予算上3月まで組める状況にはあります。ただ、どの辺で区切りがつくかというのがわからないので、とりあえずの日程として12月までとしてありますが、3月まで組むことは可能です。

饒波委員 これはすごくある意味、羨ましいなという、自分たちで学校を作っていくわけですから、保護者と学校の先生が。その中で終わってもまたうちのことはうちでやろうねということで、機運みたいな盛り上がりというものがありますか。

城間委員長 希望としては、いまおっしゃっている分はよくわかっています。いわゆる開校のための開校式典、そこまでのこともみんなの中から出てくるといいなという思い。我

々がやるとかという前に。

饒波委員 その後もずっと継続的にそういうことをするためにみんなで協力体制があると素晴らしいと思います。

佐久川部長 いまの件、閉校式、開校式とって具体的にはまだ出ておりませんが、それぞれ両校で閉校式については、話を詰めていっているということが出てくると思います。現在はまだ議案に出ておりません。でも開校に向けても、今度の議会もそうですが、もしかすると課題であるかなと思うのが、通常の学童の教育の範疇をこえています。社会教育あるいは社会体育のスポーツクラブがあったりします。先程の施設の中に地域連携室が入ってまいります。ということは、地域の方々が使える施設がそこに入ってきますし、それから学校の体育館、いま夜間開放をやっておりますが、そこがこれまで2校あったのに一つはどうしても減るわけです。そういう意味での調整は必要になってくる。また、非常に我々が期待しているのは、小学生のスポーツクラブ、バレーとか、バスケットとか、サッカー、野球とか、文化クラブというのは太鼓のグループがあったりして、それが合流をしようか、それとも両方がそれぞれでうまく連携して使おうかというふうな話、提案がございました。一部は野球チームが統合して名前が変わるのでユニフォームを作ってくれと。これも行政で負担してほしいという要望もありまして、それも含めて、すべてイエスというわけにはいかないものですから、いま提案しているのが県の体育協会が進めております総合型のスポーツクラブというのを、チームにこれから投げかけるという、2、3の父兄指導者の方にはお話ししましたが、せっかくいい学校を作るので、みんなでスポーツクラブ、総合型のスポーツクラブと種目別のものが全部一つに集まるんです。トータルでこの学校のスポーツクラブを作る。その中に各部があるというふうなものはどうですかということをお話ししました。非常に喜んでいて、ただ組織づくりについては、かなり手間がかかるし、時間もかかるというのがありまして。我々が期待するのは、やはり新校ですので、どこからも注目される、どこからも羨ましがられるスポーツクラブって皆さんできますかという話。例えば、これまで興南とか、沖尚が全国で優勝していますが、この子たちには、気配りができる子、朝の散歩の中でチリ拾い、あるいはあいさつ運動、朝一番に早登校して、他の生徒たちにあいさつ運動を率先的に行なうとか、いろいろなイベントがあるときには、率先してこの子たちが出ていってお世話をするという、その事例があるんですよという、まさにそれをしたいなというのが2、3の方からは出ておりまして、これからの人材育成も含めて、将来的な学校づくりに役立ってくれるというふうな期待をしています。前島小学校の運動会へ行かせていただきました。そのときに5、6年生がよく旗をもって審判してジャッジしている。それ以外にテントの方に中学生の子たちがお茶を持って行ったり、マイクスタンドをしきりに直したりする、あの子たち何ですか

と教頭に聞いたら、「本校卒業の中学生で、よく学校行事にボランティアとして来てくれる」ということです。大変感動しました。現スポーツクラブの関係者にも、こういう活動をクラブとして育てていくのすごいですねという話をしました。県体協の方もこういうスポーツクラブは素晴らしい、スポーツだけをやっていくんじゃなくて、そこで人間性や、社会的な広さ、あるいは人格形成に繋がりますよというアドバイスをいただきました。スポーツクラブの活動をとおして、新しい学校というイメージを作らせていきたいなというのは、各担当課の方からも出ておりますので、今後その方面からも提言していきたいなと思っております。まだこれからの段階です。

城間教育長 銘苺のゆいスポーツクラブに少し精神的な修練、修養を求めているような形ですね。  
佐久川部長 そうです。銘苺の場合は、夜間開放の一般のクラブも入っていますが、できれば子どもたちのスポーツクラブとして、保護者もOBも含めて、バックアップをする。一般が入るとかなり規模が大きくなっていくので、まずは子どもたち中心に組織化したらどうでしょうかというのを提案しています。

城間委員長 皆が期待する学校が、4月1日開校できればなと思いますが、くれぐれも工事の安全には気をつけてほしいと思います。報告「統合準備協議会等の進捗について」、報告いただきました。次、報告「新たな公立公民館・図書館整備の基本的な考え方について」の報告をお願いいたします。

佐久川部長 報告理由説明

具志課長 資料説明

仲村主幹 資料説明

城間委員長 結論からいくと、真和志南地区に公民館・図書館を造りますよということでもいいですよ。

具志課長 はい。

城間委員長 いつ頃になるのですか、予定としては。

仲村主幹 あくまでも実施計画の要求段階ということでご理解いただきたいのですが、実施計画の要求では、平成26年度は基本構想の策定と用地購入、平成27年度には、基本設計と実施設計、さらに平成28年度には、本体の工事。平成29年度には備品等の整備をして、その年度の途中から開館できればというふうに、計画をしています。

城間委員長 よろしいですか。

喜久里委員 陳情はどのぐらい前から。

城間教育長 平成8年からです。

具志課長 陳情の中心となる方が、18年前からと言っていました。

城間教育長 しかも途絶えずに、地域ではそれについてやろう、頑張るぞではなくて、静かに静

かに話し合いをして、どういうあれができたらいねというような話し合いがなされてきたと。

城間委員長 よろしいでしょうか。ご質問、ご意見あれば。ないようです、報告有難うございました。それでは、次、議案第23号ですけれども、会議の進め方について提案をいたします。議案第23号は、「財産の取得について（緊急地震速報システム）に関する意見の申し出について」に関しては、議会への提案前の案件のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条6項」を適用し、非公開とすることが適当であると思われま。なお、会議については非公開で行いますが、この会議の会議録については、平成25年9月那覇市議会定例会へ議案が提出後に公開することとしたいと思ひます。その可否について、委員の議決を回りたいと思ひます。議案第23号につきましては、非公開としてよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

城間委員長 全会一致です。非公開といたします。それでは、関係者以外は退席お願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、議案第23号「財産の取得について（緊急地震速報システム）に関する意見の申し出について」提案をお願いいたします。

喜瀬部長 提案理由・資料説明

城間委員長 部長から説明していただきました。ご質問、ご意見よろしくお願ひします。

城間教育長 若夏分校というのは、どういふ位置づけになつていふのでしょうか。

平良主査 若夏分校の方は、県立若夏学院の方に城北中学校の分校として那覇市が設置してありますので、那覇市の学校という位置づけになつてあります。そのために若夏分校の方へもシステムを導入して、子どもたちが安全な避難誘導という形を取らせていただけています。

城間委員長 よろしいでしょうか。

城間教育長 はい。

喜久里委員 すごくいいことだと思ひますが、よくここの機器って、実際稼動したら動かなかつたとかいふトラブルが、どこかで使いにくいとこつていふときのアフターフォローみたいなものもこれは含まれていふますか。

喜瀬部長 まず、この機器に関しては5年間の保守契約でございます。さらにここで一番大切なのは、地震が起きたときに発報が起こらなかつたというふうなこと、このシステムは、高度利用端末ということで、国の方で指定していふ形式で、気象庁と国と配信業者の方が契約を結んでいふ、国の端末と会社、それからその会社から各学校の端末に、3分間に1回、ちゃんと繋がつていふかチェックをして検査してると。仮に何かのトラブルで機器の接続不具合で繋がつていふない場合は確認できる。それを5年間は確実に保守するといふものでございます。

喜久里委員 安心しました。

崎 枝 課 長      これは高度利用緊急地震速報発報端末機を利用して、事業者の方にも365日、問い合わせがあったらすぐ対応できるようにということで、5年間そういう契約でやっています。

喜久里委員      そういう訓練をするというのも今後出てくるんですか。

喜 瀬 部 長      当然、学校の方でこれはテストと言うか、そういう訓練の方を発報して、学校でも避難できるのが可能なんです。同時にこれは市内、県外、広域の避難訓練をしますので、それと並行して実施することも可能であります。

喜久里委員      教育委員会の中で、その機器、安全管理みたいなものは、どの部署がなさるんですか。

崎 枝 課 長      これは総務部の防災室というのがあって、その防災室。

喜久里委員      本庁。

崎 枝 課 長      本庁の5階。

喜 瀬 部 長      防災室は、市全体です。

崎 枝 課 長      学校の教育委員会の方に1台は置きます。

喜 瀬 部 長      学校の方は、学校教育課の方の安心安全ということで入っています。

喜久里委員      わかりました。

城間委員長      他の市町村はどんな状況でしょうか。那覇市だけでやっているのか。

崎 枝 課 長      中城の方で、小学校2校やっています。

平 良 主 査      中城村の方の小学校の導入があります。それから沖縄県の県立高校の海拔の低い高校20校に同様なシステムが入っておりますが、市全体として、大規模に今回導入している那覇市の方が県については最初になります。

城間委員長      高校は、海拔が低いところだけ。

平 良 主 査      海拔20メートルの管内と聞いています。

添 石 委 員      保護者の携帯まで情報が行くとか、そういうところはどうでしょう。

喜 瀬 部 長      そういう形では考えていません。

添 石 委 員      将来、そこまでいけるような、応用がきくような可能性のあるシステムなんですか、あくまでも学校のということでしょうか。

喜 瀬 部 長      これは基本的にまずは有線での校内放送への接続です。これが1点目です。それから校内に配備している無線への電波による発信、この2点ですので、Eメールとか、電話に関することは導入が難しいと。家庭への発報というところは、これはむしろ市民の安心安全というふうに繋がると考えています。

添 石 委 員      以前にも何かの会議で話があったと思いますけど、やっぱり親というのは心配するがゆえに、逆に学校を混乱させてしまうということを考えると、正確な情報が保護者にいくという、このシステムに直接繋がらなくても、その先にあるところとどう繋がるかという部分は、いま既存でなにかあるんでしょうか。

佐久川部長 関連しまして、先程、市の防災の件もありましたけれども、防災本部の中では、エリアメールを通じて、国と直結して出す情報があります。一般市民向けのエリアメールの場合は、携帯電話に直にいくものがあります。緊急地震速報システムは、集団活動の中で組織的に学校の中から通報する手法だと思います。防災に関しては、いま市がやっているものも含めて、国から直接来るエリアメールとか、J-A L E R Tという手法があって、いろんな手法で市民の方には通報がいくシステムがあります。

喜瀬部長 もう1点確認しておきたいのですが、これは第1次避難のためのものです。2次以降の分については、地域によって海拔が低いところは津波が来る場合には、学校を離れていますので、もし仮に地震で校舎等が壊れた場合には、この機器も含めて使えない状態になっていると考えられますので、子どもたちは、この無線機を通して避難をして、この避難状況は仮に子どもたちが危険な状況になった場合でもこれが教育委員会に連絡がきて、消防等を通じて助けることができる。もちろん保護者は心配でしょうけど、今度は保護者に対して、この子たちをどうやって引き渡すとか、いうふうになってきますと、これまた別のシステムを考えないといけないところだと思います。

添石委員 別のシステムというか、学校でもこういう対応をしているという状況が、何か瞬時にわかる、安心して下さいというシステムがあるか。

城間教育長 そういうシステムはあるのですが、3.11以降、これでやった、いま何人帰りました、誰々さん帰りましたというようなメールまでお互いにできるようなシステムが、メルポンでしたか。

喜瀬部長 メルポンともちょっと違うのですが、そういうメーリングシステムを学校が導入できるかどうかという問題もあります。

城間教育長 P T A保護者、それに加入して、そのシステムが可能になるという、そういったのは考えられているみたいです。それではないですか。

喜瀬部長 それではないです。まず1番目の第1次避難、いかに当初の危機を避けるか。

喜久里委員 添石さんがおっしゃるみたいに、みんな学校に電話しちゃいますよね、どこにいますかと。

喜瀬部長 こういうところは、逆にどこにどう避難しているかという、学校の避難計画を保護者が理解していないと。だから、そこをきちっと作って確認をしておくというのが学校の大事な業務のひとつですね。

添石委員 理解してないと。もっと理解させる仕組みを早く、地域の連携も含めて。

喜瀬部長 そうですね。

城間委員長 ちなみに、これが起こった場合に若狭小はどこに逃げればいいんでしょうか。

城間教育長 近くに避難ビルを建設する予定と。

城間委員長 建設、そのために。

城間教育長 はい。普段は、違う使い方をする複合施設のようにですけど。

佐久川部長 若松市営住宅の跡です。

城間委員長 ビルは一般住民が入るのですか。

喜瀬部長 住人は入らないです。

佐久川部長 店舗と、青少年施設を入れて、屋上の方に屋上緑化を含めた避難ビルを造ることになっています。

城間委員長 いつ頃完成。

喜瀬部長 平成27年度に。

佐久川部長 住民説明会も始まっているということです。

平良主査 若狭小は、現時点では松山公園の方が避難先となっています。

喜瀬部長 福州園の向かい側です。

城間教育長 海拔何メートルですか。

喜瀬部長 向こうは18メートルです。

佐久川部長 4～5メートル程度の津波でしたら、自分の学校に上がれるという手法がありまして、その大きさによって近くの避難場所にそれぞれいくつかの段階をもって判断しないといけない部分は出てきます。

城間委員長 よろしいでしょうか。それでは、議案第23号「財産の取得について（緊急地震速報システム）に関する意見の申し出について」は、提案どおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

城間委員長 決定です。議決確定いたしました、非公開を解きます。これをもちまして、平成25年度第11回教育委員会会議定例会を終了します。